

A-9 廊下

整備の基本的な考え方

- (1) 廊下は、高齢者や障害者などが、支障なく通行できるよう、幅員の確保や段差の解消に配慮する。
- (2) 手すりなどを設け、通行の安全を確保することが望ましい。

① 有効幅員	
◎廊下の有効幅員は、A-1 移動等円滑化経路 に該当する廊下においては車いす使用者同士のすれ違いを考慮し180cm以上、その他の廊下においては車いすで180度回転できるよう140cm以上とする。	【建築標準(屋内の通路)の強化】
② 形状	→図 I-19
◎床面には、段差を設けない。やむを得ない事情で段差が残る場合は、スロープを設ける。	【政令第18条第2項第1号】
◎廊下を横断する排水溝のふたは、車いすやベビーカー等の車輪、杖の先端や靴のかかと部分が落ち込まないものとする。	【県規則第15条(4)2】
○柱型、消火栓ボックスなどは、壁面から突出しないようにすることが望ましい。	【建築標準(屋内の通路)】
○やむを得ず壁から突出部を設ける場合は、視覚障害者の通行の支障とならないよう必要な措置を講ずる(高さ65cm以上の部分に突出物を設ける場合には突き出しの部分を10cm以下とする。)とともに、衝突した場合も衝撃の少ない材料を用いることが望ましい。	【県指針(廊下等)】
○消火器、案内板等を設ける場合は、通行の妨げにならないように設けることが望ましい。	【建築標準(屋内の通路)】
③ 床仕上げ等	
◎床面は、濡れても滑りにくいものとする。	【政令第11条第1号の強化】
◎床面は、平たんな仕上げとする。	【県規則第15条(4)1】
○床面は、グレア(ぎらつき)の生じない素材を用いることが望ましい。また、スロープの床面はノンスリップ加工(滑り止め加工)を施すことが望ましい。	【建築標準(屋内の通路)・県指針(廊下等)】
○床面の材料については、転倒したときにも衝撃の少ない材料を用いることが望ましい。カーペットの場合は、車いすでの通行に配慮し、毛足の長いものは避け、他の材料の部分と同一レベルとなるように敷き込むことが望ましい。	【建築標準(屋内の通路)】
○補助犬同伴者の通行が想定される場合は、床仕上げにループパイル等を避けるなど配慮することが望ましい。	【県指針(廊下等)】
④ 手すり	→図 I-20
◎廊下には、必要に応じて手すりを設ける。	【建築標準(屋内の通路)】
○手すりは、両側に連続して設けることが望ましい。	【建築標準(造作・機器)】

【凡例】 ◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

I.公共建築物

◎柱などの突出物には、それにそって設ける。 (I.公共建築物 A-11 手すりの項を参考)	【建築標準(造作・機器)】
⑤ 車いす当たり	→図 I - 21
○壁面には、床上 10cm~35cm 程度まで、車いす当たり(キックプレート)を連続して取り付けることが望ましい。	【建築標準(屋内の通路)】
⑥ 曲がり角	→図 I - 22
○柱、曲がり角部分の出角は、「すみ切り」、「曲面取り」またはコーナー保護材などにより、危険防止に配慮することが望ましい。	【建築標準(屋内の通路)】
○曲がり角ごとのわかりやすい位置に、誘導用の表示板を設けることが望ましい。	【建築標準(屋内の通路)】
⑦ 表示	
○室名表示にカラーデザインを使用する場合は、高齢者、弱視者、色覚障害者の視覚特性に配慮し、図や文字と背景の色及び明度、色相、彩度(輝度比)の差のあるものとするのが望ましい。	【建築標準(屋内の通路)】
○主な部屋の出入口には、高齢者や弱視者に配慮して、太線の大きな文字を用いた室名や部屋番号を立位の大人から車いす使用者、子どもまで対応できるように、床上 110cm と 160cm 程度の 2 か所(1 か所の場合は床上 140cm 程度)に掲出することが望ましい。	【建築標準(利用居室の出入口)・県指針(出入口)】
○主な部屋の出入口では、両側の手すり及び戸の把手側の壁面の高さ 140cm 程度の位置に、室名などを点字で表示することが望ましい。 (室名(部屋番号)の案内表示は点字によるほか、手で触知できる浮き出し文字での表示などが考えられる。)	【建築標準(利用居室の出入口)の強化】
○室名表示には漢字以外にひらがなやピクトグラムなどを併記することが望ましい。	【建築標準(利用居室の出入口)】
⑧ 廊下への出入口	→図 I - 23
◎廊下に面する戸は、原則として引き戸または内開き戸とする。 ◎外開き戸とする場合は、廊下の通行を妨げないよう配慮する。(例えばアルコーブ(廊下の壁面の凹所)付きなどの対応もある。)	
⑨ その他	
○床からの壁の立ち上がり境を確認しやすくするため、床と壁の色彩、色相または明度の差、輝度比等を確保することが望ましい。	【建築標準(屋内の通路)】
○照明はむらがなく、通行に支障がなく、顔の表情や手話、口話を読み取れる明るさとするのが望ましい。	【建築標準(屋内の通路)の強化】
○必要に応じて、足元灯を設けることが望ましい。	【建築標準(屋内の通路)】
◎衝突のおそれのある箇所のガラスは、安全な材料を用いるとともに、模様をつけてわかりやすくするなどして衝突防止策を講じる。	【建築標準(屋内の通路)・県指針(廊下等)】
○主要な動線の廊下はわかりやすい経路とするのが望ましい。	【建築標準(屋内の通路)】
○高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備(ベンチ等)を適切な位置に設けることが望ましい。	【建築標準(屋内の通路)】
○車いす使用者の休憩のためのスペースを設けることが望ましい。	【建築標準(屋内の通路)】

【凡例】 ◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

図 I - 19 形状

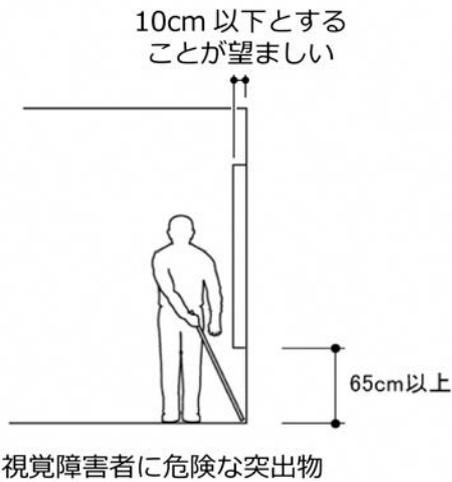


図 I - 20 手すり

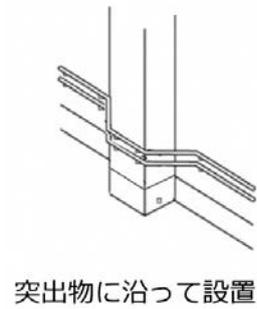


図 I - 21 車いす当たり（キックプレート）

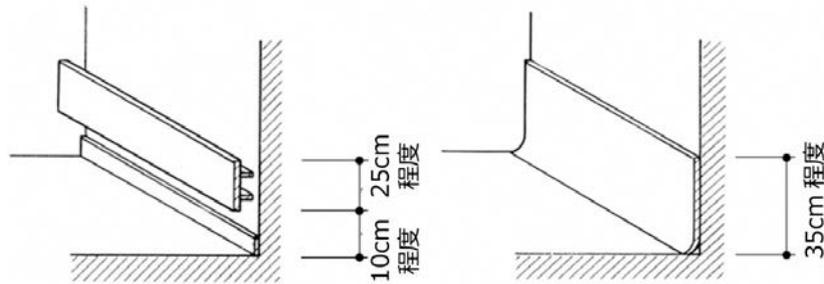


図 I - 22 曲がり角

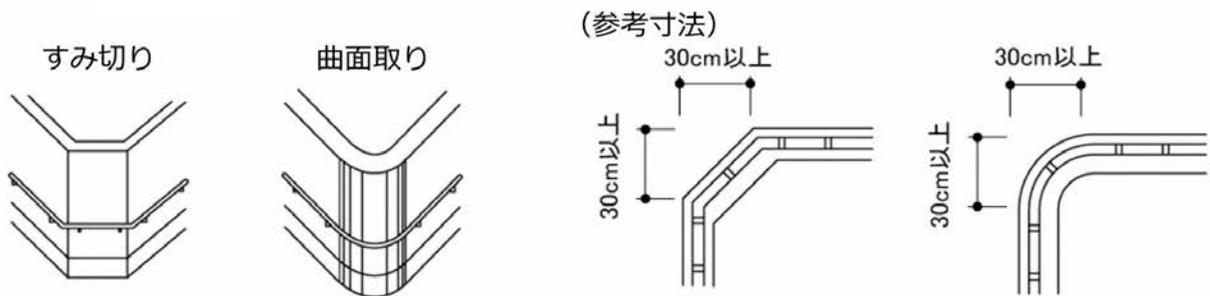
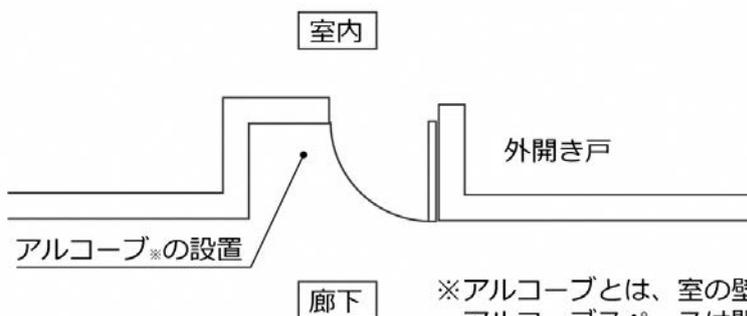


図 I - 23 廊下への出入口



※アルコーブとは、室の壁面を後退させてつくった空間のこと。アルコーブスペースは間口が広い方が開けやすい。

A-10 階段

整備の基本的な考え方

階段は、利用しやすいよう蹴上げや踏面に配慮するとともに、手すりを設ける。

<p>① 有効幅員</p> <p>◎階段及び踊り場の有効幅員は、120cm以上とする。</p> <p>○2本杖使用者の利用を考慮し、階段及び踊り場の有効幅員150cm以上とすることが望ましい。</p>	<p>【建築標準(階段)の強化】</p>
<p>② 蹴上げ・踏面</p> <p>○蹴上げ・踏面・蹴込みは、それぞれ以下のような寸法とすることが望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・蹴上げ：16cm以下 ・踏面：30cm以上 ・蹴込み：2cm以下 <p>※蹴上げ、踏面は次の計算式を満たす寸法とすることがなお望ましい。 $55\text{cm} \leq T + 2R \leq 65\text{cm}$ (T：踏面、R：蹴上げ)</p> <p>◎同一階段では、蹴上げ・踏面の寸法を一定にする。</p> <p>◎踏面と蹴上げの色彩、色相または明度の差、輝度比等を確保するなど段を識別しやすいものとする。</p> <p>◎蹴込み板を設け、段鼻には突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない。</p> <p>◎段鼻には、ノンスリップなどの滑り止めを設け、仕上げ表面は、踏面と水平にする。</p> <p>◎段鼻は、段の全長にわたって十分な太さで、色彩、色相または明度の差、輝度比等を確保するなど、高齢者、弱視者、色覚障害者からも確認できるように配慮する。</p> <p>○踏面の端部の色は始まりの段から終わりの段まで統一された色とすることが望ましい。</p> <p>○踏面の端部の部分は、汚損・損傷しにくいものを用いることが望ましい。</p>	<p>→図 I-24</p> <p>【建築標準(階段)】</p> <p>【建築標準(階段)】</p> <p>【政令第12条第3号】</p> <p>【政令第12条第4号】</p> <p>【建築標準(階段)】</p> <p>【建築標準(階段)】</p> <p>【建築標準(階段)】</p> <p>【建築標準(階段)】</p>
<p>③ 手すり</p> <p>◎手すりを両側に連続して設ける。(段数が少なくても設ける。)</p> <p>◎幅員が300cmを超える階段のうち、蹴上げが15cmを超える階段又は踏面が30cm未満の階段には、中間にも手すりを設ける。</p> <p>○幅員が300cmを超える階段のうち、蹴上げが15cm以下で踏面が30cm以上の階段には、中間にも手すりを設けることが望ましい。</p>	<p>→図 I-25</p> <p>【建築標準(階段)】</p> <p>【建築基準法施行令第25条第3項】</p> <p>【建築標準(階段)】</p>

【凡例】 ◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

<p>◎手すりの両端は、階段の始点、終点より 30 cm以上水平に延長する。</p> <p>○歩き始めの安定確保や視覚障害者の利用に配慮し、手すりの両端は、階段の始点、終点より 45cm 以上水平に延長することが望ましい。</p> <p>○階段部分の手すりは、廊下などの手すりとは連続させることが望ましい。</p> <p>○側面を手すり子形式（手すりを支持する縦方向の支柱があるもの）とする場合は、子どもが頭を入れたりしないように、手すり子の芯から芯で 10cm 以下の間隔とすることが望ましい。</p> <p>（I. 公共建築物 A-11 手すりの項を参考）</p>	<p>【建築標準(階段) (造作・機器)】</p> <p>【建築標準(階段)】</p> <p>【建築標準(造作・機器)】</p> <p>【県指針(階段)】</p>
<p>④ 踊り場</p>	<p>→図 I - 25</p>
<p>◎踊り場には、勾配（水勾配が必要な場合は除く。）や段差を設けない。</p> <p>◎高低差が概ね 300cm 以内ごとに、踏幅 120 cm以上の踊り場を設ける。</p> <p>○直線の階段の場合は、踏幅 150cm 以上の踊り場を設けることが望ましい。</p>	<p>【建築基準法施行令第 24 条 第 1 項・第 2 項】</p> <p>【県指針(階段)】</p>
<p>⑤ 床仕上げ</p>	
<p>◎床面は、滑りにくいものとする。（特に、杖が横に滑らない床面としたうえで、滑り止めも杖が滑りやすい金属製のものは避ける。）</p> <p>◎床面は、平たんな仕上げとする。</p> <p>○床面は、グレア（ぎらつき）の生じない素材を用いることが望ましい。</p>	<p>【政令第 12 条第 2 号・建築標準(階段)】</p> <p>【県指針(階段)】</p>
<p>⑥ 立ち上がり</p>	<p>→図 I - 26</p>
<p>◎階段の両側は、壁または手すり壁とすることが望ましいが、壁または手すり壁でない場合は、5 cm 以上の立ち上りを設ける。</p>	<p>【建築標準(階段)】</p>
<p>⑦ 表示</p>	
<p>○床面や壁面に地と文字の色対比に留意し、太線の大きめの算用数字で階数番号を表示することが望ましい。</p>	<p>【県指針(階段)】</p>
<p>⑧ 視覚障害者誘導用ブロック</p>	<p>→図 I - 25</p>
<p>◎階段の上り口、下り口、踊り場の端部（階段の始末端部から 30cm 程度離れた箇所）には、点状ブロックを敷設して注意を喚起する。なお、踊り場の点状ブロック間は最低 30cm を確保する。</p> <p>◎階段へ誘導する線状ブロックの敷設経路は、手を伸ばせば手すりに触れられる程度の距離を離れた位置とする。</p>	<p>【建築標準(階段)】</p>
<p>⑨ 形状</p>	<p>→図 I - 27</p>
<p>◎主要な階段は、らせん階段や回り階段としない。</p>	<p>【政令第 12 条第 6 号】</p>

【凡例】 ◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

⑩ その他

- 高齢者や弱視者に配慮し、フットライトを取り付けて足元（特に蹴上げや踏面）を明るくするなど安全な昇降に配慮することが望ましい。
- 階段の始点、終点は通路から、120 cm 程度後退させ平坦なふところ部分をとることが望ましい。
- ◎階段裏側は、視覚障害者にとっては白杖で感知できずに頭をぶつける等の危険が高いため、階段裏側には十分な高さのない空間を設けない。やむを得ず設ける場合は高さ 110cm 以上の衝突防止柵などを設置する。
- 折り返し階段の屈曲部には、聴覚障害者等が安全に通行できるよう、衝突を回避するための鏡を設けることが望ましい。なお、鏡を設ける場合には、視覚障害者がそれに衝突することのないよう鏡の大きさ、位置等に十分配慮する。
- エレベーターやスロープを見通しのよいところに併設するとともに、エレベーターやスロープへの案内表示もすることが望ましい。

【建築標準(階段)】
→図 I - 25

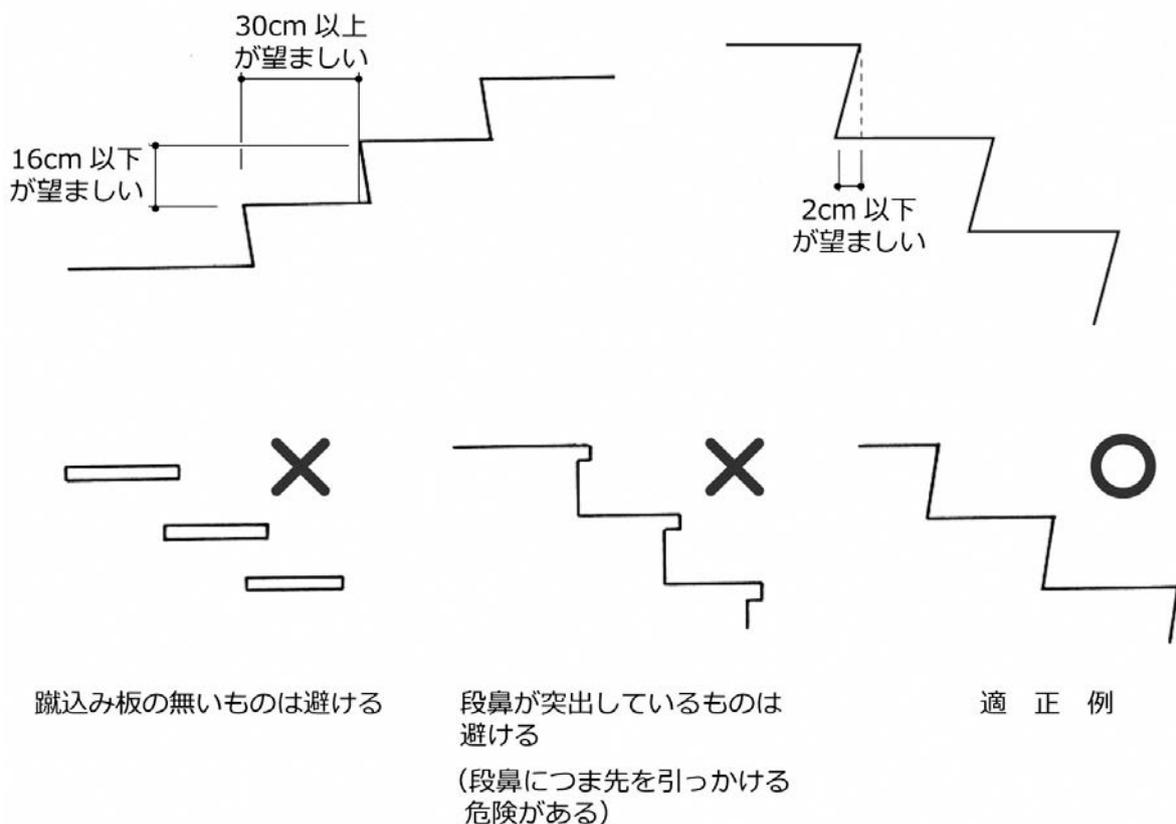
【県指針(階段)】

【建築標準(階段)】
→図 I - 28

【建築標準(階段)】

【県指針(階段)】

図 I - 24 蹴上げ・踏面・蹴込み



【凡例】 ◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

図 I - 25 階段イメージ

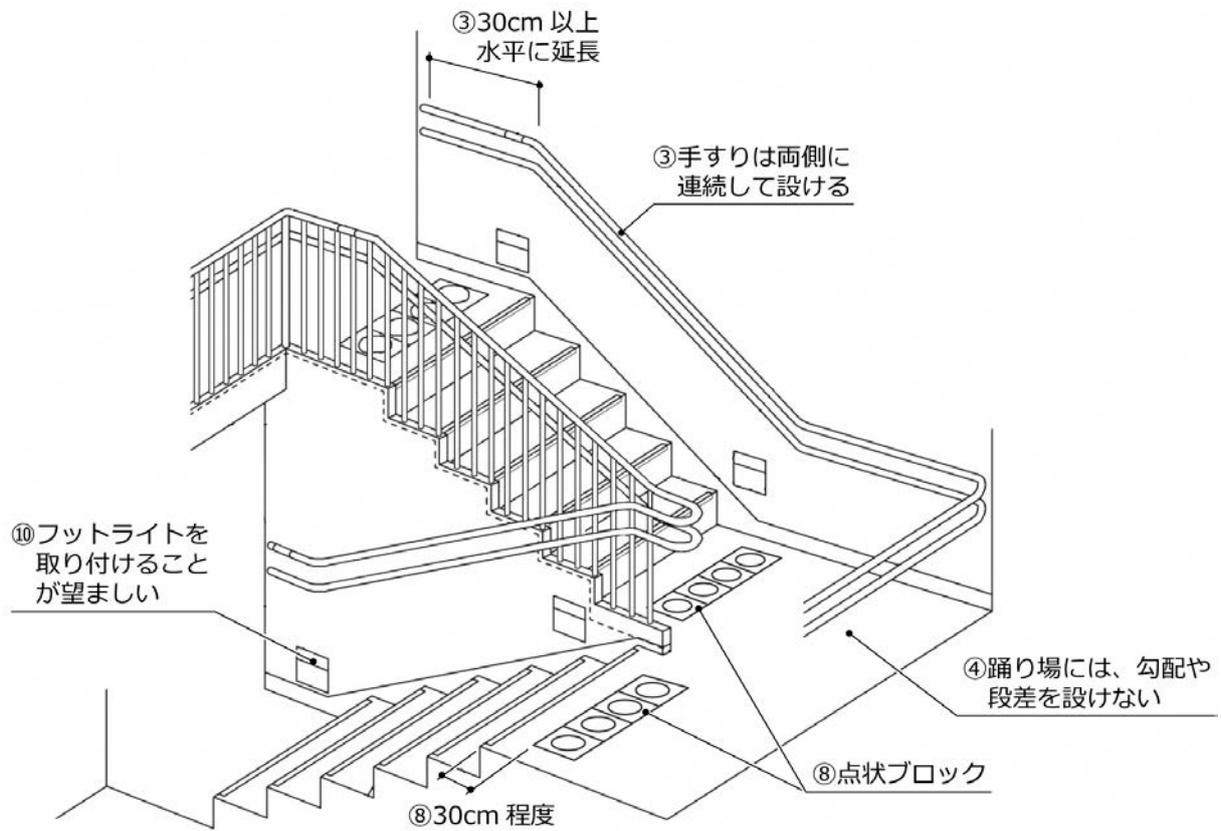


図 I - 26 立ち上がり

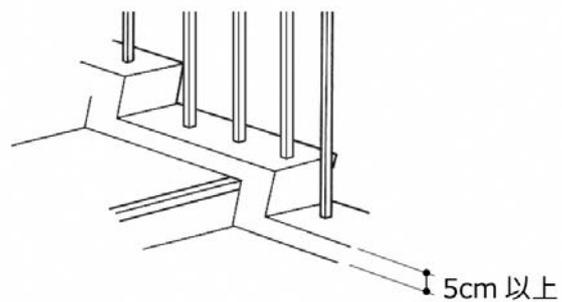


図 I - 27 形状

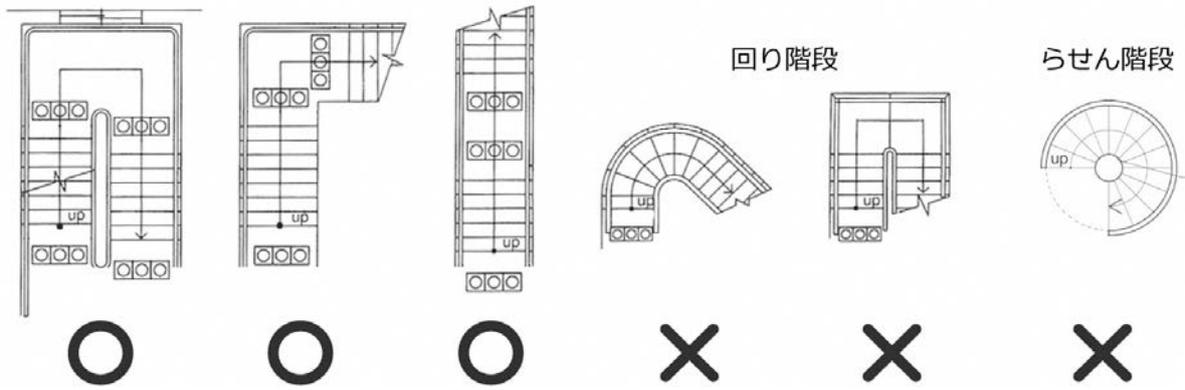
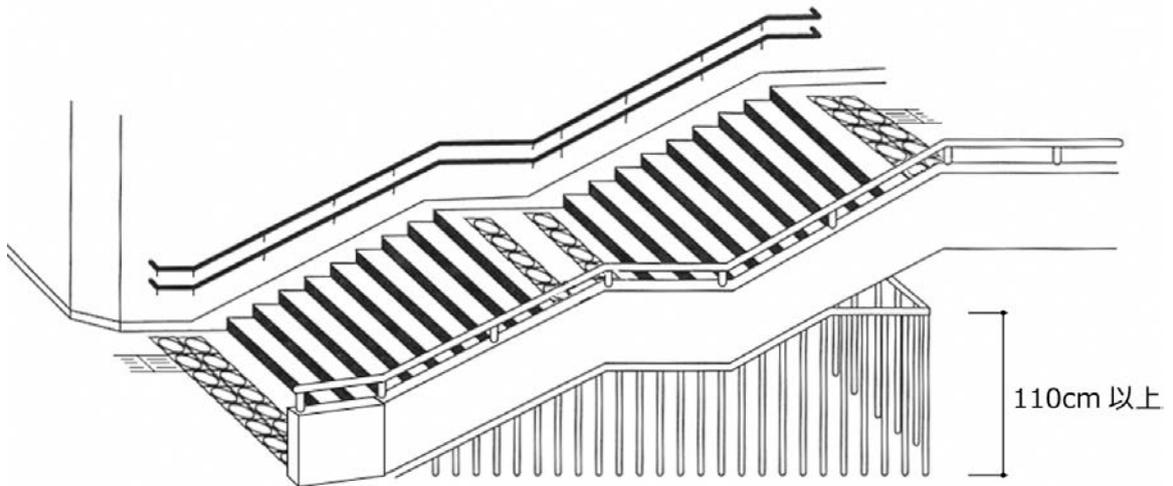


図 I - 28 階段裏側に柵を設けた例



A-11 手すり

整備の基本的な考え方

手すりは、高齢者や障害者などの通行、移動動作の補助、危険防止などについて有効な整備であり、利用しやすく堅固に取り付ける。

① 高さ	→図 I - 30
◎取り付け高さは、1段の場合は80cm～85cmとし、2段の場合は65cm程度と85cm程度として、起点から終点まで連続して設ける。	【建築標準(造作・機器)】
② 形状	→図 I - 29
◎太さは、外径3cm～4cm程度の握りやすいものとする。	【建築標準(造作・機器)】
③ 壁との関係	→図 I - 31・図 I - 32
◎壁との隙間は、5cm程度とし、手すりの下側で支持する。	【建築標準(造作・機器)】
○手すりは壁に堅固に取り付けることが望ましい。	【建築標準(造作・機器)】
④ 端部	→図 I - 32
◎手すりの端部は、下方または壁面方向に曲げ、そで等がひっかからないようにする。	【建築標準(造作・機器)】
○壁がある場合は、手すりを掴む手が下に落ちる感覚の無い壁面方向への曲げが望ましい。	
⑤ 材質	
◎手触り、耐久性、耐蝕性などは、取り付け箇所に見合ったものとする。	【建築標準(造作・機器)】
◎階段、スロープ等の手すりは体重をかけたときに滑りにくいものとする。	【建築標準(造作・機器)】
○手すりの色調は、壁など周りの色調と対比効果を保つことが望ましい。	【建築標準(造作・機器)】
○冬期の冷たさに配慮した材質とすることが望ましい	【建築標準(造作・機器)】
○静電気の放電が生じにくい材質とすることが望ましい。	【県指針(手すり)】
⑥ 表示	→図 I - 33・図 I - 34 図 I - 35
○スロープや階段の手すりの上端・下端の水平部分には、現在位置や行き先階などをJIS T 0921にあわせて点字で表示することが望ましい。	【建築標準(造作・機器)】
○廊下等の手すりの端部、曲がり角などには、現在位置や誘導内容などをJIS T 0921にあわせて点字で表示することが望ましい	【建築標準(造作・機器)】

【凡例】 ◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

- ◎点字を表示する場合、2段手すりの場合は上段の手すりに設置するとともに、弱視者に配慮し、その内容を地と文字の色対比に留意した太線の大きな文字で併記する。
- ◎点字を表示する場合、はがれにくいものとする。

⑦ その他

- 手すりが取り付く壁の部分は、握りそこなって手が落ち込んだ場合を考慮して平滑な仕上げとすることが望ましい。

【県指針(手すり)】

図 I - 29 形状

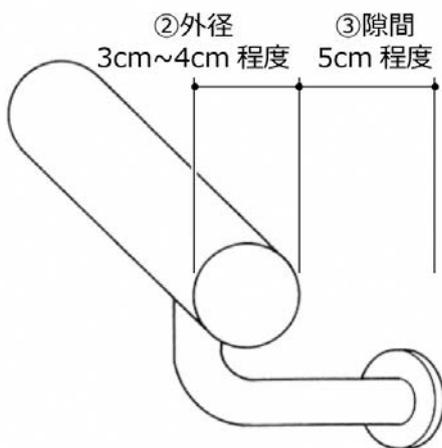


図 I - 30 高さ (2段の場合)

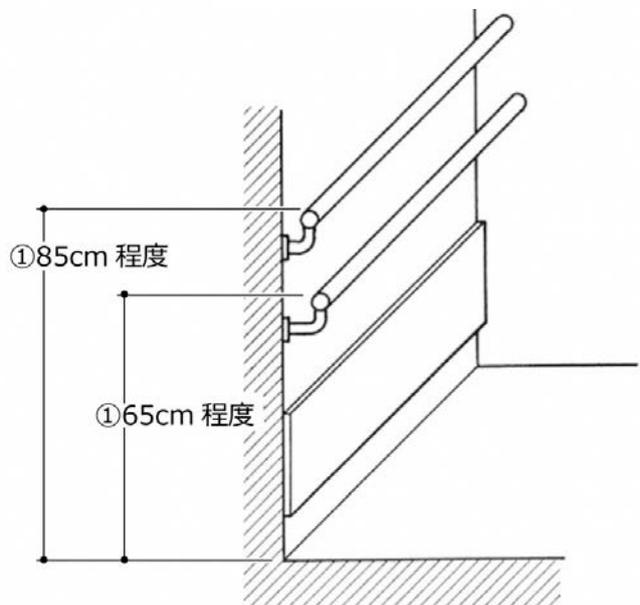
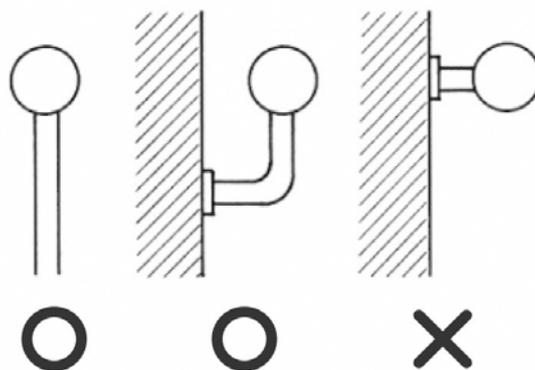


図 I - 31 手すりの下側で支持する



手を滑らせていくと
手すりの受け金具に
当たって握りかえる
必要がある

【凡例】 ◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

図 I - 32 壁との関係、端部

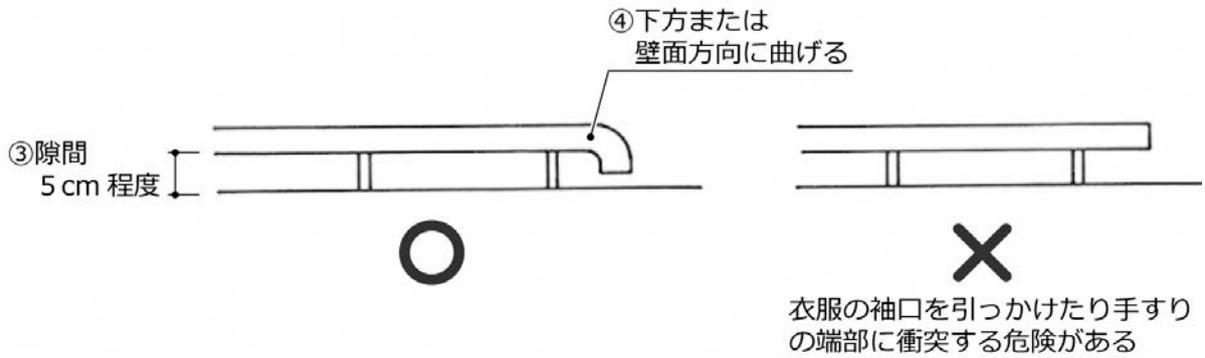


図 I - 33 点字表示

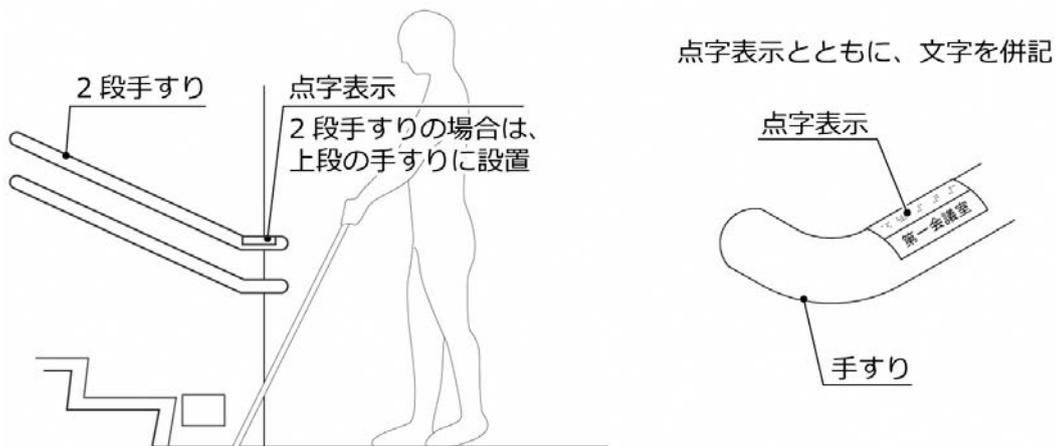


図 I - 34 JIS T 0921 階段手すりの点字表示例

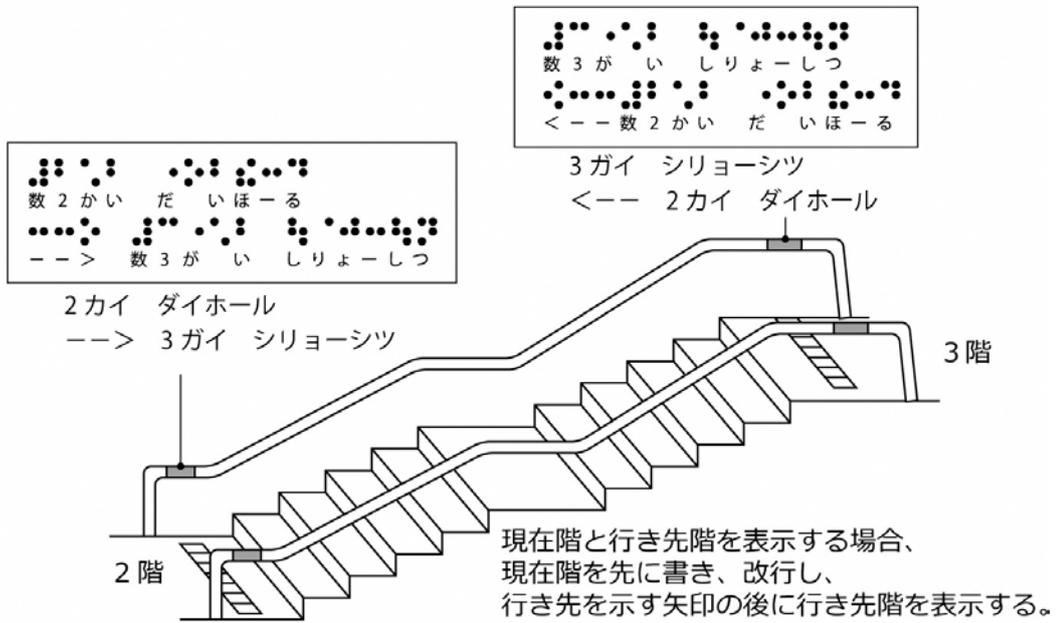
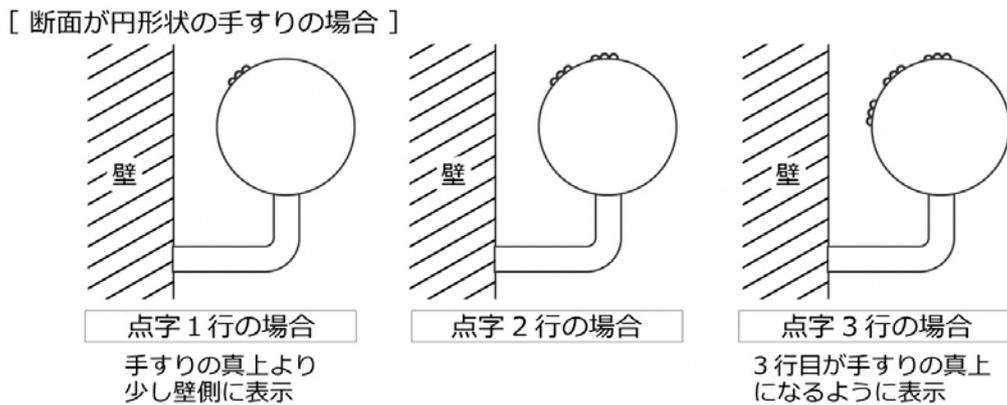


図 I - 35 JIS T 0921 手すりの点字表示方法



[上部が平面上の手すりの場合]
 点字部分が平坦部からはみ出さないように表示する。

A-12 エレベーター

整備の基本的な考え方

- (1) 階の上下移動の手段としてエレベーターを設ける。
- (2) エレベーターは、車いす使用者や視覚障害者などが1人でも操作できるように配慮した構造とする。
- (3) 設置にあたっては、かご床と階床との段差や隙間の解消に配慮する。

<p>① エレベーター前のスペース（乗降ロビー）</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎エレベーターの前は、高低差がないものとし、少なくとも車いすが回転できる広さ（150cm×150cm以上）を確保する。 ○電動車いすが回転できる広さ（180cm×180cm以上）を確保することが望ましい。 ○乗降ロビー付近に下り階段・下り段差が存在する場合には、その間には十分な広さの空間を設けることが望ましい。また、利用者の安全を確保する観点から、転落防止ポールの設置等の転落防止策を併せて講ずることも望ましい。 ○エレベーター出入口の床は、床仕上げを変えるか、あるいは床の色を変えるかなどして、注意を喚起することが望ましい。 	<p>→図 I-36</p> <p>【政令第18条第2項第5号ニ】</p> <p>【建築標準（エレベーター・エスカレーター）】</p> <p>【建築標準（エレベーター・エスカレーター）】</p>
<p>② 乗り場ボタン</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎エレベーター横の壁の高さ100cm程度の位置（角部は車いすのフットレストが当たり操作盤に近づけないため、角からの空きを40cm以上確保することが望ましい。（C-4 コンセント・スイッチ・ボタン・インターホン等参照）に、大きくて操作しやすい車いす使用者対応の乗り場ボタンを設ける。 ○車いす使用者対応の乗り場ボタンを押すことにより、戸の開放時間が通常より長くなることが望ましい。 ◎操作盤のボタンは、指の動きが不自由な人も軽く押せる押しボタン式とし、視覚障害者に配慮して、静電式タッチボタンは避ける。 ○ボタンの文字は、周囲との明度差が大きいこと等により弱視者の操作性に配慮したものであることが望ましい。 ○乗降ロビーの扉及び乗場ボタンは周囲の壁と異なる色とする等識別しやすいものとすることが望ましい。 ○音と光で視覚障害者や聴覚障害者にもボタンを押したことがわかるものが望ましい。 ○同一建物内で複数のエレベーターを設置する場合は、ボタンを統一することが望ましい。 	<p>→図 I-36</p> <p>【建築標準（エレベーター・エスカレーター）の強化】</p> <p>【建築標準（エレベーター・エスカレーター）】</p> <p>【建築標準（エレベーター・エスカレーター）・県指針（エレベーター）】</p> <p>【建築標準（エレベーター・エスカレーター）】</p> <p>【建築標準（エレベーター・エスカレーター）・県指針（エレベーター）】</p>
<p>③ 開口部</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎出入口開口部の有効幅員は80cm以上とする。 ○出入口開口部の有効幅員は90cm以上とすることが望ましい。 	<p>→図 I-36</p> <p>【政令第18条第2項第5号】</p> <p>【建築標準（エレベーター・エスカレーター）】</p>

【凡例】 ◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

○かごの床と乗降口ビエの床の段は小さくし、かつ、すきまは、車いすのキャスターが落ちないように、3cm 程度以下とすることが望ましい。

【建築標準(エレベーター・エスカレーター)】

④ **かごの大きさ**

→図 I - 36

◎内法寸法は、幅 140cm、奥行き 135cm (11 人乗り) 以上で車いすの転回に支障がない構造とする。

【政令第 18 条第 2 項第 5 号ハ・チ(1)】

○施設の高齢者、障害者等の利用状況を考慮し、適切な輸送力を確保するよう、設置台数並びに、かごの内法幅及び内法奥行きを検討することが望ましい。かごの大きさについては、以下の表も参考にし、設置するエレベーターのかごの内法幅及び内法奥行きの大きさを選定することが望ましい。

【旅客ガ(昇降機)標】

＜エレベーターのかご及び昇降路寸法[JISA4301]抜粋＞

最大定員 (人)	かごの内法 幅(cm)	かごの内法 奥行(cm)
11	140	135
13	160	135
15	160	150
	180	130
17	180	150
	200	135
20	180	170
	200	150
24	200	175
	215	160

○緊急時の対応等に配慮し、可能な箇所には、ストレッチャーを乗せることができる、奥行き(概ね 200cm 以上)のあるエレベーターを導入することが望ましい。

【旅客ガ(昇降機)望】

⑤ **かごの内部**

→図 I - 36・図 I - 37

◎かごの両側面、正面壁に、手すり(高さ 80cm 程度)を設ける。

【建築標準(エレベーター・エスカレーター)】

◎かごの正面壁面に、車いす使用者が後ろ向きで降りる場合、外にいる人にぶつからずに降りるために、後方が確認できるよう床上 40cm から 150cm 程度まである鏡を位置に配慮して設ける。鏡は、ステンレス鏡面または安全ガラスなどの割れにくいものとする。(出入口がスルー型エレベーターでも車いす使用者が後退して降りる階がある場合には凸面鏡等を設ける。)

【建築標準(エレベーター・エスカレーター)】

○鏡の下端は、出入口の足元が見やすいよう、車いす当たり(キックプレート)までとすることが望ましい。

【県指針(エレベーター)】

◎非常呼び出しボタンを、車いす使用者の手の届く位置に設ける。

【建築標準(エレベーター・エスカレーター)】

○非常呼び出しボタン、インターホンは他のボタンと区別ができるよう形状等に配慮することが望ましい。

◎光電式、静電式または超音波式等のいずれかの方式で人や物を検出し、閉まりかけの戸を再開扉する装置(セーフティシュー)を設ける。(光電式の場合は、車いすのフットレスト部分及び身体部の 2 か所(25cm 程度、55cm 程度)に光電ビームを通すように設ける。)

【建築標準(エレベーター・エスカレーター)】

【凡例】 ◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

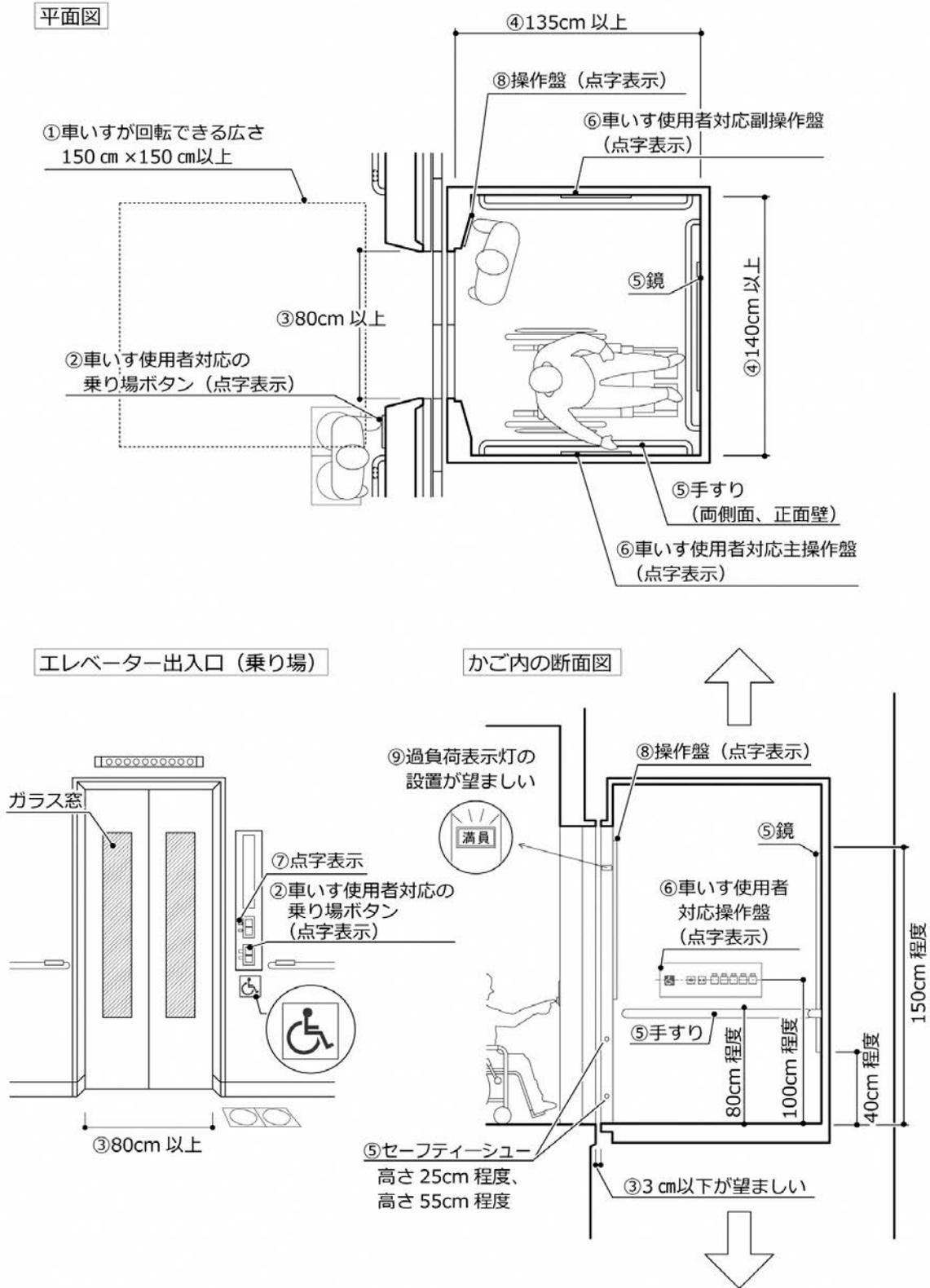
<p>○かごの壁面には、床上 35cm 程度まで、車いす当たり（キックプレート）を取り付けることが望ましい。</p> <p>○かごには、かごの内部を見ることのできる窓を設けることが望ましい。</p> <p>○聴覚障害者も含めた緊急時への対応に配慮すると、以下のような設備を設けることが望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・かごの内部が確認できるカメラを設ける。 ・緊急時等に情報提供や誘導案内等を行う表示装置等を設ける。 ・故障の際に自動的に故障したことが伝わるようにし、かご内にその旨の表示を行うか又はかご内に故障を知らせるための非常ボタンを設ける。 ・緊急時に聴覚障害者が外部と連絡を取ることが可能な（緊急連絡を必要としている者が聴覚障害者であることが判別できる）ボタンを設置する。 ・係員に連絡中である旨や係員が向かっている旨を表示する設備を設ける。 <p>◎操作盤のボタンは、指の動きが不自由な人も軽く押せる押しボタン式とし、視覚障害者に配慮して、静電式タッチボタンは避ける。</p> <p>○かご内に設ける操作盤のボタンの文字は、周囲との明度差を大きくする、触知できる浮き出し文字とする等により、視覚障害者の操作性に配慮したものであることが望ましい。</p> <p>○音と光で視覚障害者や聴覚障害者にもボタンを押したことがわかるものが望ましい。</p> <p>◎かご内の照明は十分な明るさを確保する。</p>	<p>【県指針(エレベーター)】</p> <p>【県指針(エレベーター)】</p> <p>【建築標準(エレベーター・エスカレーター)・県指針(エレベーター)】</p> <p>【建築標準(エレベーター・エスカレーター)・県指針(エレベーター)】</p> <p>【建築標準(エレベーター・エスカレーター)】</p> <p>【県指針(エレベーター)】</p>
<p>⑥ かごの内部に設ける車いす使用者対応の操作盤</p> <p>◎かごの両側面、高さ 100cm 程度の位置（角部は車いすのフットレストが当たり操作盤に近づけないため、角からの空きを 40cm 以上確保することが望ましい。（C-4 コンセント・スイッチ・ボタン・インターホン等参照）に、車いす使用者対応の主操作盤と副操作盤を設ける。操作盤は、横型とし、車いす使用者が、容易に手が届きやすい位置に設置し、かつボタンは大きめのものとする。</p> <p>◎車いす使用者対応の主操作盤と副操作盤のボタンを押されたときには、戸の開閉時間が通常よりも長くなるようにする。（10 秒以上）</p> <p>◎車いす使用者対応の主操作盤にはインターホンを設ける。（他のボタンと区別ができるよう形状等に配慮する。）</p>	<p>→図 I-36</p> <p>【建築標準(エレベーター・エスカレーター)】</p> <p>【建築標準(エレベーター・エスカレーター)】</p> <p>【建築標準(エレベーター・エスカレーター)】</p>
<p>⑦ 表示・案内（乗り場）</p> <p>○エレベーターの付近には、エレベーターがあることを表示する標識を設けることが望ましい。</p> <p>○標識は、高齢者、障害者等の見やすい位置に設けることが望ましい。</p> <p>◎障害者の利用を配慮したエレベーターには、障害者シンボルマークにより、その旨を表示する。標識は内容を容易に識別できるように、JIS 規格の案内用図記号（JIS Z 8210）にあわせたものとする。</p>	<p>→図 I-36</p> <p>【建築標準(エレベーター・エスカレーター)】</p> <p>【建築標準(エレベーター・エスカレーター)】</p> <p>【政令第 19 条】</p>

【凡例】 ◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

<ul style="list-style-type: none"> ◎乗降ロビーにおいて、かごの到着や昇降方向が音などによりわかるようにする。 ◎乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設ける。 ◎（乗降ロビーの）ボタンには立位で使用する乗り場ボタンと車いす使用者対応の乗り場ボタンの両方に点字表示をする。 ◎点字表示の位置はボタンの左側を基本とし、やむ得ない場合は上側に近接して設ける。（同一建物ではできる限り揃える。）点字による表示方法はJIS T 0921にあわせたものとする。 ◎かごは、不特定多数の者の利用が見込まれる部分、バリアフリースイレ又は車いす使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止する。 ○行き先（停止階）の異なるエレベーターを設置する場合は、停止階などを点字表示するとともに、他のエレベーターの位置も明記することが望ましい。 ○エレベーターの前には点状ブロックを設置することが望ましい。その場合、乗降ロビーの乗り場ボタンから30cm程度離れた位置に敷設する。 	<p>【政令第18条第2項第5号リ(3)】</p> <p>【政令第18条第2項第5号ト】</p> <p>【政令第18条第2項第5号リ(2)の強化】</p> <p>【建築標準(エレベーター・エスカレーター)】</p> <p>【政令第18条第2項第5号イ】</p> <p>【建築標準(エレベーター・エスカレーター)】</p>
<p>⑧ 表示・案内（かご内）</p>	<p>→図 I-36・図 I-37</p>
<ul style="list-style-type: none"> ◎かご内に、かごの停止する予定の階及び現在位置を表示する装置を設ける。 ◎かご内にかごの到着する階及び、昇降路の出入口の扉の閉鎖、かごの昇降方向を音声で知らせる設備を設ける。 ◎操作盤（車いす使用者対応の主操作盤と副操作盤も含む。）、インターホンなどには、点字表示を行う。 ◎点字表示の位置は操作ボタンが縦配列の場合は左側に、横配列の場合は上側に点字表示を行う。点字による表示方法はJIS T 0921にあわせたものとする。 ◎地震、火災、停電時管制運転を備えたエレベーターを設置する場合には、音声及び文字で管制運転により停止した旨を知らせる装置を設ける。 ○音声案内は、音量を調節できることが望ましい。 ◎スルー型の場合は、開閉する側の扉を視覚障害者に配慮した音声案内で知らせる装置を設ける。 	<p>【政令第18条第2項第5号へ】</p> <p>【政令第18条第2項第5号リ(1)・(3)】</p> <p>【建築標準(エレベーター・エスカレーター)の強化】</p> <p>【建築標準(エレベーター・エスカレーター)】</p> <p>【建築標準(エレベーター・エスカレーター)・県指針(エレベーター)】</p> <p>【県指針(エレベーター)】</p> <p>【建築標準(エレベーター・エスカレーター)】</p>
<p>⑨ 過負荷表示設備</p>	<p>→図 I-36</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○過負荷（定員超過）の際の過荷重ブザーによる報知ではわかりにくい利用者もいるため、過負荷の視覚的表示及び自動放送装置による案内をすることが望ましい。 ○聴覚障害者が、定員超過であることを確認できるように、かご出入口の枠、若しくはかご正面壁など見やすい位置に過負荷表示灯を設けることが望ましい。 	<p>【建築標準(エレベーター・エスカレーター)】</p> <p>【建築標準(エレベーター・エスカレーター)】</p>
<p>⑩ その他</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○出入口が外部に面するエレベーターには庇を設け、雨天時の乗降に配慮することが望ましい。 ○エレベーターが1台のみで他に段差解消のための設備がない施設で 	<p>【建築標準(エレベーター・エスカレーター)】</p>
<p>【凡例】 ◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容</p>	

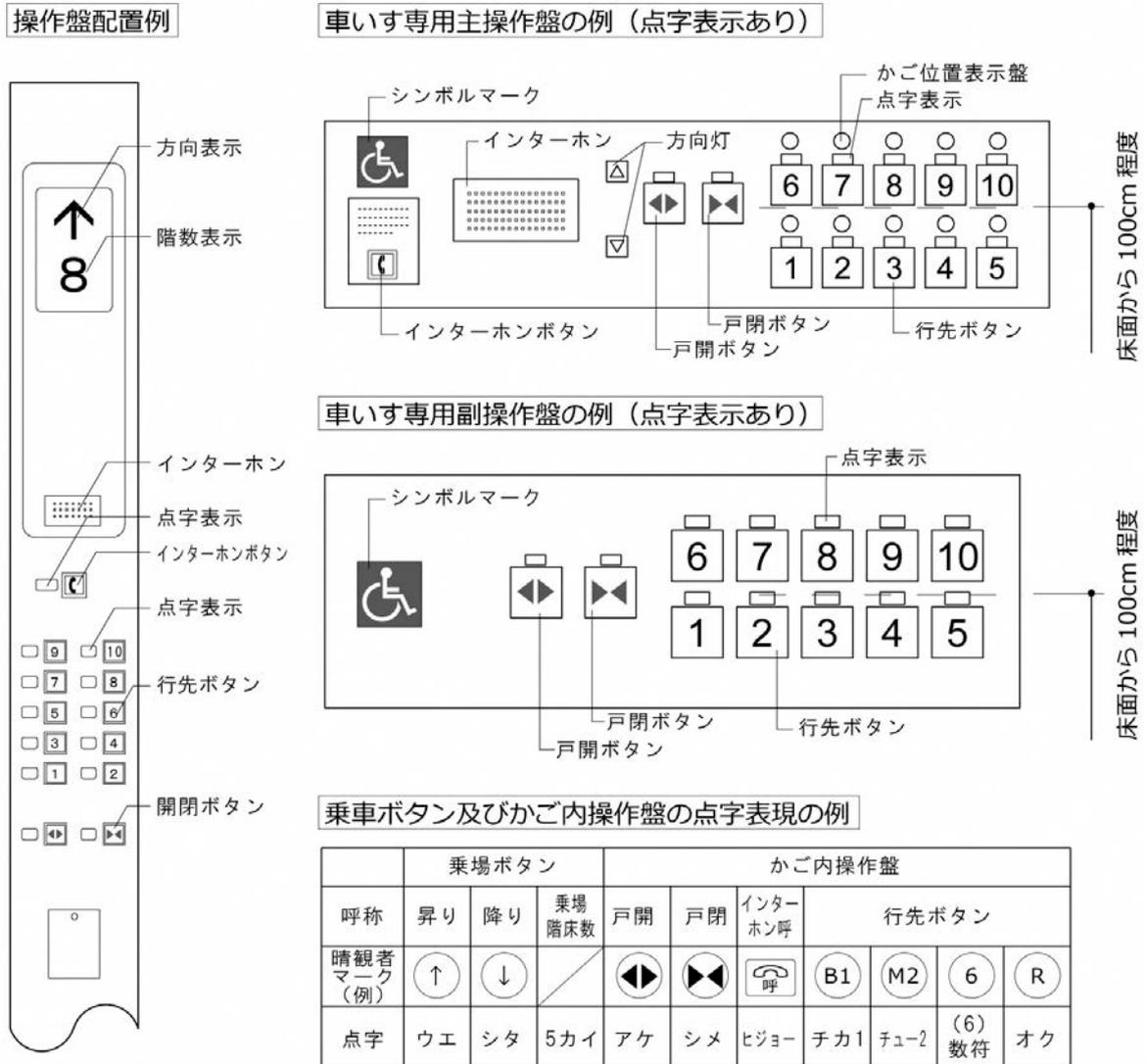
は、点検は時間外での対応を原則とすることが望ましい。(やむを得ず時間内とするときには事前広報による周知を行う。)

図 I-36 エレベーターの仕様例



【凡例】◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

図 I - 37 かがり内の操作盤の例



エレベーターの優先利用の配慮

エレベーターは、車いす使用者やベビーカー使用者などの階段を利用できない人たちにとっては、上下移動に欠かせないものです。また、それ以外の人たちにとっても、エレベーターは階段やエスカレーターよりも安全で円滑に上下移動できるものです。より多くの人たちが利用できるよう、大きいサイズのエレベーターを多数設置することが望ましいものですが、多数の利用者が集中する際には、車いす使用者やベビーカー使用者などのエレベーターでないと移動が困難な人たちが利用しづらくなることがあります。（特に、車いすやベビーカーは必要な空間面積も大きいため、エレベーターが混雑していると、利用しづらくなることがあります。）そのため、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児連れの方などの利用を優先する（または混雑時にはこれらの優先対象者にスペースを譲る）ように周知する掲示をしたり、エレベーター前のスペースに余裕があるときには優先対象者とそれ以外の人たちの列を分けて優先対象者から先に乗ってもらうといった配慮もあります。

A-13 エスカレーター

整備の基本的な考え方

- (1) エスカレーターは、利用の安全性を考慮して設ける。
- (2) 安全面から段差解消の手段はエレベーターとするが、エレベーターが設置困難な場合、または車いす使用者の動線確保の点からエスカレーターを使用せざるをえない場合、車いす対応のエスカレーターを設ける。

【エスカレーター一般】

→図 I - 38

① 方向	○上り専用と下り専用をそれぞれ設けることが望ましい。	
② 幅	○S1000 形以上とすることが望ましい。	→図 I - 39 【建築標準(エレベーター・エスカレーター)】
③ 表面	◎踏み段及びくし板の表面は滑りにくい仕上げとする。	【建築標準(エレベーター・エスカレーター)】
④ 識別	◎踏み段の端部に縁取りを行うなどにより、踏み段相互の識別をしやすいようにする。 ◎くし板の端部と踏み段の色の明度の差が大きいこと等により、くし板と踏み段との境界を容易に識別できるようにする。	【建築標準(エレベーター・エスカレーター)】 【建築標準(エレベーター・エスカレーター)】
⑤ 昇降口水平部	○昇降口の踏み段の水平部分は3枚以上とすることが望ましい。	【建築標準(エレベーター・エスカレーター)】
⑥ 手すり	◎くし板から70cm程度の移動手すりを設ける。 ○乗降口には、足腰の不自由な人などに配慮して、高さ80cm～85cm、長さ100cm程度の固定手すりを設けることが望ましい。	【建築標準(エレベーター・エスカレーター)】 【建築標準(エレベーター・エスカレーター)】
⑦ 速度	○1以上は30m/分以下で運転可能なものを設けることが望ましい。	
⑧ 表示	◎上り又は下り専用のエスカレーターの場合、上端及び下端に近接する通路の床面等において、進入の可否を示す。 ○エスカレーターへの進入の可否を、音声により案内することが望ましい。	【県指針(エスカレーター)】 【建築標準(エレベーター・エスカレーター)】

【凡例】 ◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

○エスカレーターの始末端部の点検用ふたに接する程度の位置に点状ブロックを敷設することが望ましい。

【建築標準(エレベーター・エスカレーター)】

図 I - 38 エスカレーター一般の詳細

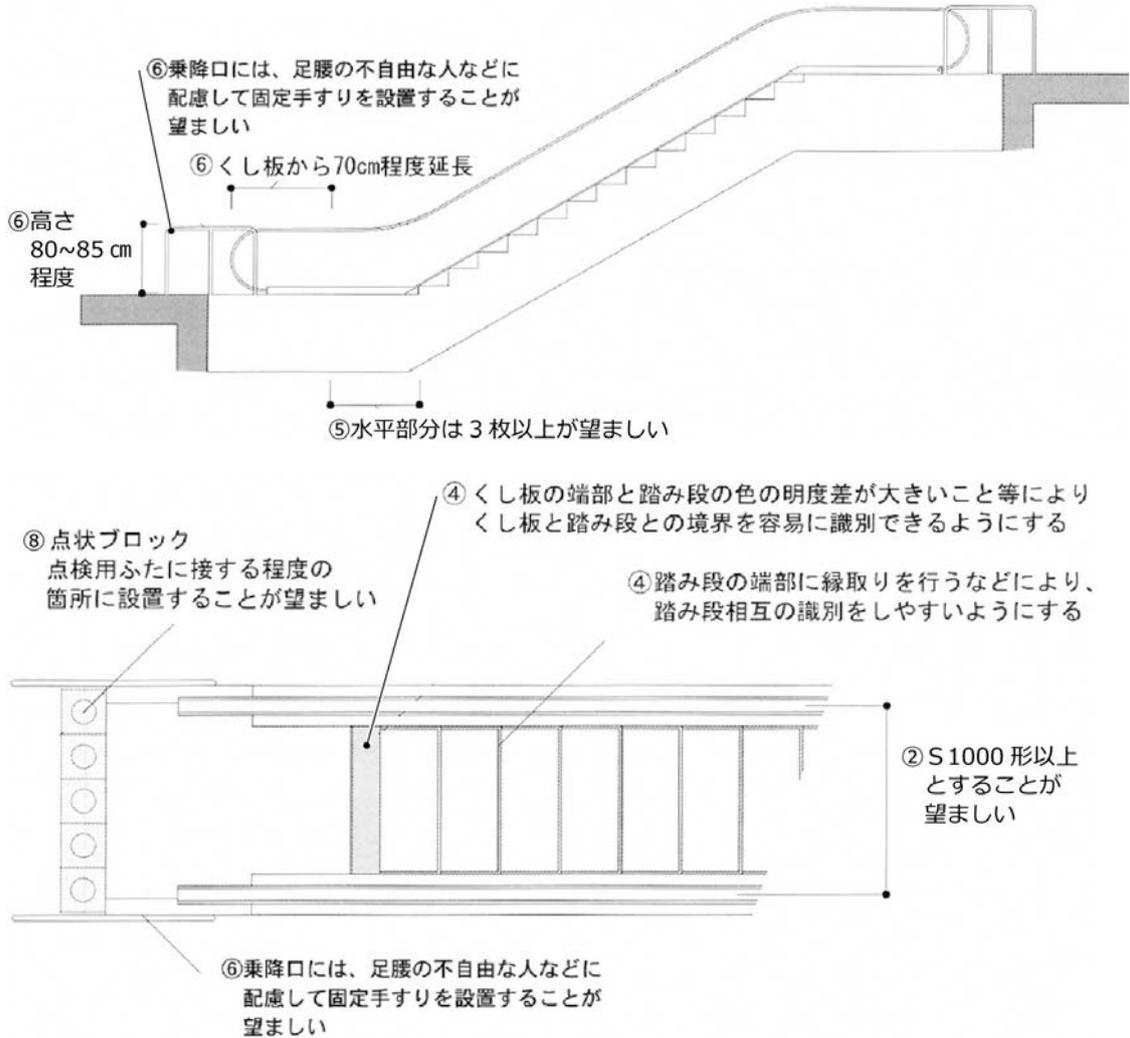
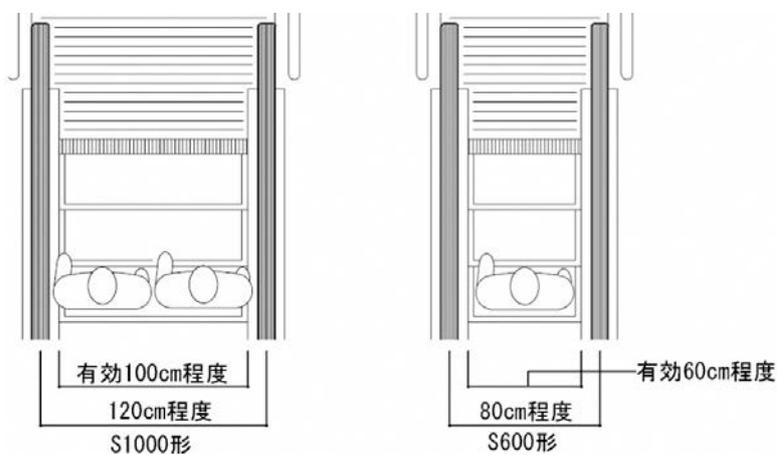


図 I - 39 エスカレーターの幅員



【凡例】 ◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

【エレベーターを代替する場合のエスカレーター】

→図 I-38・図 I-40

① 方向	
◎上り専用のもので下り専用のもをそれぞれ設ける。	
② 幅	
◎S1000形以上とする。	→図 I-39 【建築標準(エレベーター・エスカレーター)】
③ 表面	
◎踏み段及びくし板の表面は滑りにくい仕上げとする。	【建築標準(エレベーター・エスカレーター)】
④ 識別	
◎踏み段の端部に縁取りを行うなどにより、踏み段相互の識別をしやすいようにする。	【建築標準(エレベーター・エスカレーター)】
◎くし板の端部と踏み段の色の明度の差が大きいこと等により、くし板と踏み段との境界を容易に識別できるようにする。	【建築標準(エレベーター・エスカレーター)】
⑤ 昇降口水平部	
◎昇降口の踏み段の水平部分は3枚以上とする。	【建築標準(エレベーター・エスカレーター)】
⑥ 手すり	
◎くし板から70cm程度の移動手すりを設ける。	【建築標準(エレベーター・エスカレーター)】
○乗降口には、足腰の不自由な人などに配慮して、高さ80cm～85cm、長さ100cm程度の固定手すりを設けることが望ましい。	【建築標準(エレベーター・エスカレーター)】
⑦ 速度	
○1以上は30m/分以下で運転可能なものを設けることが望ましい。	
⑧ 踏み段の広さ	
◎踏み段の面を車いす使用者が円滑に昇降するために必要な広さとすることができる構造のものとする。	
⑨ 車止め	
◎車止めを設け、車いすが乗り越えないような形状とする。	
⑩ 重量	
◎電動車いすの重量に対応したもの(最大積載過重200kg以上のもの)を設ける。	
⑪ 停止装置	
◎車いすを載せて稼働している際に緊急時に操作しやすい停止装置を設ける。	

【凡例】 ◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

⑫ 呼び出しボタン

◎エスカレーターの昇降口付近に係員の呼び出しボタンを設ける。

【建築標準(エレベーター・エスカレーター)】

⑬ 表示

◎上りまたは下り専用のエスカレーターの場合、上端及び下端に近接する通路の床面等において、進入の可否を示す。

【県指針(エスカレーター)】

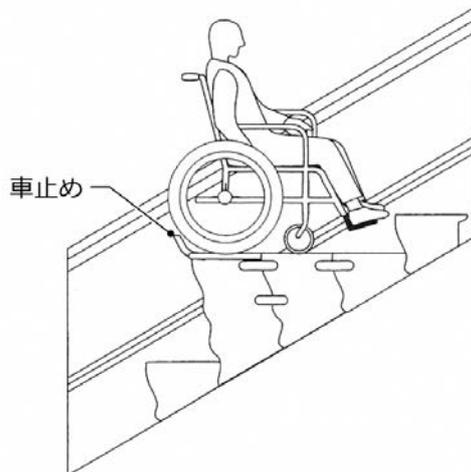
○エスカレーターへの進入の可否を、音声により案内することが望ましい。

【建築標準(エレベーター・エスカレーター)】

○エスカレーターの始末端部の点検用ふたに接する程度の位置に点状ブロックを敷設することが望ましい。

【建築標準(エレベーター・エスカレーター)】

図 I-40 車いす対応エスカレーターのイメージ



ステップが3枚水平になったまま、大型車いすを運べる車いす専用ステップ付きエスカレーターとする。

乗降時にはスピードが遅くなる。

(ステップ2枚半の機種もある)

コラム

エスカレーターの正しい利用方法

エスカレーターを駆け上がることは本人のみならず周りの人たちへの事故の誘発やエスカレーターの故障の原因にもなるなど、大変危険な行為です。エスカレーターは手すりにつかまって立ち止まって乗ることが正しい利用方法です。駅などで2人乗りのエスカレーターにおいて、右側を歩く光景がよく見られますが、これは正しい利用方法ではありません。

左腕や左半身に麻痺がある人は、右手でエスカレーターの手すりにつかまらないと安全には利用できません。また、高齢者や障害者を介助している人、子どもを連れてくる人の場合は、2人で並んでエスカレーターを利用します。誰もがエスカレーターを安全に利用するためにも、エスカレーターでは手すりにつかまって(子どもなど手すりに届かない人は同行者と手をつないで)立ち止まって利用するように周知することで、誰もが安全にエスカレーターを利用できることにもつながります。

【凡例】◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容